

役務通達改定における大学輸出管理の運用の実態調査

○伊藤正実（群馬大学）

1. はじめに

令和3年6月10日に公表された経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告¹⁾に基づき、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態であれば“みなし輸出”管理の対象とする方向性で、関連の通達である「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）²⁾（通称 役務通達）の改定がおこなわれ、三種類の特定類型該当者（類型① 契約に基づき外国政府・大学等の支配下にある者、類型② 経済的な利益に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者、類型③ 日本国内において外国政府の指示の下で行動する者）という概念が導入され、これに当てはまる者は居住性に関わらず常に輸出管理の対象となることになった。例えば、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している留学生も居住性に関わらず常に輸出管理の対象となる。即ち、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している学生はその国籍に関わらず研究室に配属される際に、当該研究室の指導教員は、研究室の活動における役務の提供について輸出管理上必要な書類の提出が必要になる。さらには修士論文発表会等が非公開で実施される場合において、特定類型該当者が出席する場合は、他の発表者は未公開の研究情報をその特定類型該当者に提供するとみなされ、理論的には、発表内容全てに関して輸出管理上の確認を大学組織がおこなうが必要になる。この法令の改定に対して各大学がどのように対応しているのか、その実態をあきらかにすることを目的に令和4年9月にアンケート調査を実施し、その結果については既に報告しているが、特に運用面で十分な対応を大学がおこなっているとは言えない結果が得られている。³⁾その後、同様なアンケートを改めて令和6年4月（前のアンケートをおこなってから1年半後、法令の改定がなされてから2年後）に同様なアンケートを実施したので、前回のアンケート結果との比較をしながらその内容について報告する。

2 アンケートの内容と回収率について

自然科学系（理工系だけでなく、医歯薬系も含む）の学部を有する主要大学213校を対象にアンケート書類を令和6年4月17日に発送し、回答の締め切りを令和6年6月30日に設定した。その結果、118大学（前回は137大学）から回答を得た。（回答率55.4%（前回の回答率は64.3%））内訳は、国立大学法人40大学（46大学）、私立大学60大学（70大学）、公立大学18大学（20大学）（括弧内は前回の回答数）である。今回のアンケートの回答大学が、大学の規模（教員数）から見てその属性に変化が生じているかどうか、調べることを目的に、平均教員数等を確認したところ、今回の回答大学の平均教員数は691.0人（629.5人）、標準偏差は796.5（707.8）（括弧内は前回の調査結果）であり、両者のt検定による比較をおこなったところ、 $P=0.52$ であり、有意な差は見られなかったことから、双方のデータの比較から時系列的な変化を読み取ることが出来ると判断した。

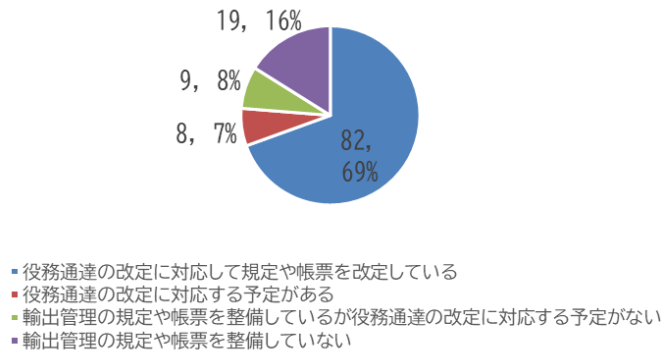
3 調査結果の概要

（1）回答者の属性について

アンケート回答用紙に記載されている回答者の肩書もしくは所属組織から118の回答のうち116の回答が事務組織の方からの回答であると確認できた。残りは教員（2名）であり、URAからの回答はなかった。この中で、いわゆる研究協力に関連した部署と産学連携に関連した部署からの回答が、76件（64%（前回は57%））を占めていることが判明した。前回の結果と同様に、かなりの割合の大学が、留学生や外国人研究者の受入れに関する管理（みなし輸出）よりも、海外組織との研究交流を念頭に輸出管理の体制整備がなされていることが推測される。

（2）輸出管理の運用を行っている大学の割合について

グラフ1 役務通達の改定に対する対応状況



この中で輸出管理に関する規定や帳票を定めていると回答した大学数は、99（アンケートを回答した大学の中で84%（前回は114大学、86%））であり、前回のアンケートをおこなったときと比較し、大きな変化は見られなかった。本件の調査においては、規定や帳票を整備していないと回答した大学は、19大学あり、このうち5大学が公立大学で残りは私立大学であった。この19大

学の教員数の平均値は155（標準偏差127.8）であり、自然科学系（かなりの割合で家政学や看護学、薬学等の分野の単科大学が含まれている）の部局を含む大学といっても相対的に小規模の大学では未だ輸出管理体制を敷くところまでには至っていないことが想定されるが、それ自体は、ほぼ前回と同じ傾向である。

（3） 役務通達の改定の施行に伴い輸出管理規定や帳票の改定を実施した大学の割合

この調査結果は、改定された役務通達が施行後約2年経過した状況を示していることになるが、118大学中82の大学が役務通達の改定に対応して、既に改定をおこなったと回答しており今回のアンケート調査を行った時点で回答した大学の中で、69%の大学が規定や帳票の改定をしていたことになる。前回のアンケートでは同様な条件で47%が改定をおこなったと回答しており、あきらかにその割合は増加している。

大学の規模との関連では、既に改定の対応をしたと回答した大学の教員数の平均は867.1人（標準偏差879.1）、N=82）であったのに対して、輸出管理の規定や帳票を有しているものの未だ対応していないと回答した大学の教員の平均数は440.1人（標準偏差360.8）、N=17）であり、両者の平均値は差があるものの、studentのt検定をしたところ、 $P=0.0527$ であり、統計学的に見て必ずしも有意に差があるとは言えないものの、規模の大きな大学が相対的に規定や帳票の改訂に対応している傾向が見られた。

（4） 実際の特定期型該当者の運用の状態について

先に述べたように、前回のアンケート調査時と比較し、相対的に規定や帳票の改訂をおこなっている大学数の割合は増えているが、特定期型の該非確認のための新規雇用者等への誓約書提出の範囲や、特定期型該当者への役務提供をおこなう場面をどのように認識しているかアンケート調査により把握できたが、ここで述べた双方の運用を全うしていると思われる大学の割合は12%程度であり、この数字は、前回のアンケート結果と比較し、ほぼ同じである。従って、本件に関する輸出管理の実際の運用の質がこの1年半で向上したとは言えない結果が得られている。これに関する詳細については当日の発表にて述べる。

謝辞 本研究を実施するにあたり、アンケートの回答にご協力いただいた大学のご関係者に感謝致します。また、本研究は、科学研究費補助金（22K02678、代表：伊藤正実）の助成を受けて実施しました。

【参考文献】

- 1) 経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anken_hosho/pdf/20210610_1.pdf 最終閲覧2024年10月19日
- 2) 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について p.7 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf 最終閲覧2023年8月19日
- 3) 技術のみなし輸出に関する法令改定の研究教育活動に対する影響の評価—アンケート調査結果とその内容に関する考察 伊藤正実 産学連携学 20（2）21—32、2024